

新宿マリナーズチーム規約

第1章 総則

- 第1条 本チームは【新宿マリナーズ】と称する。
- 第2条 本チームは千葉県少年軟式野球協会、中央区連盟、京葉少年野球連盟、千葉市フレッシュリーグ及びめだかりリーグに登録し活動する。
- 第3条 本チームの事務局は監督宅に置く。

第2章 目的

- 第1条 「一生懸命・礼儀正しく・野球を楽しむ」という三つのコンセプトを基本に掲げ、仲間を大切にする事、感謝の気持ちを持つことができる子どもを増やしていくことを目的とする。そしてこの活動を通じて最近では失われがちな地域コミュニケーションの活性化に大きくつなげていくことを目的とする。

第3章 運営

- 第1条 本チームは規定（第3章第2条）された部費を徴収して運営にあたる。但し部費不足により運営が困難な場合は、後援会で話し合いのうえ徴収する。
- 第2条 部費は月2,500円とし、当月の第2週までに延滞なく、総監督及び会計に渡すこと。同時に後援会費月500円徴収する。尚、本チームに入部する時には入部金2,000円が発生する。未就学の部費は月1,000円とし、未就学からの入部は、入部金2,000円は発生しないものとする。
- 第3条 部費は入部した当月から発生するものとする。部費の年度内の変更は原則行わないものとする。変更を行う場合は後援会で話し合いのうえ決定とする。
- 第4条 ユニホーム、用具などの費用は個人負担とする。
- 第5条 試合、遠征時の送迎に関しては保護者に協力してもらい、当該グラウンドのルールに従いチーム行動を基本とする。
- 第6条 部費で10,000円以上の物を購入する場合は、監督に確認をとってから購入すること。その際の領収書は総監督及び会計に渡すこと。
- 第7条 後援会費は部費とともに徴収するが使用に関しては後援会に一任する。

第4章 入部及び退部

- 第1条 入部資格は、幼稚園年中以上中学3年生までとする。尚、6年生はその年の12月まで部員とし、1月から3月にかけては自主参加とし部費は徴収しないものとする。後輩の育成及び本人の技術向上に努める。(中学生は中等部案内参照)
- 第2条 本チームの入部及び退部は本人の意思を尊重する。
- 第3条 本チームに入部するものは規約に同意したのち、入部届けを提出することにより入部と認める。退部の場合は、選手・スタッフみんなの前で直接挨拶をし、退部届けを出した時点で退部とみなす。
- 第4条 引越し、自己都合により退部する場合は速やかに、監督に報告する。
- 第5条 本チームを退部する時、納期した部費(第3章第2章)は返金しないものとする。
- 第6条 本チームのコンセプト、本チームの親睦や和を乱したとき(保護者も同様)は、本チームからの除名を申し付けるものとする。
- 第7条 監督、コーチの指導方針に従えないものは、本チームからの除名を申し付けるものとする。この場合の除名は代表、監督、コーチとの話し合いの上で決定される。
- 第8条 他チームからの移籍の場合、移籍前の監督に確認が取れるまでは入部させないものとする。
- 第9条 体験入部は参加した日から一ヶ月間とし、それ以降の参加は入部希望とみなし部員とする。
- 第10条 入部後その保護者は後援会に入るものとする。選手は卒部後後援会の一員になる。選手&保護者が後援会を脱退したい場合は退部届を提出する。
- 第11条 都合により長期活動を休む場合は、監督と相談のうえ休部申込用紙を提出することにより休部をすることができる。期間は休部申込用紙を提出した翌月から休部を認める。その際、休部期間の部費(第3章第2章)は徴収しないものとするが、後援会費は徴収する。
- 第12条 休部期間中に練習に参加する場合は1回につき500円徴収する。徴収されたお金は部費(第3章第2章)に入れるものとする。
- 第13条 個人の理由(引越し等は除く)で他チームへ移籍希望の場合は総監督との話し合いのうえ決定される。尚、最低限一大会は出られなくなる措置が取られるとともに最大で半年間試合に登録できない措置を取ることができるものとする。

第5章 チーム構成

- 第1条 本チームのスタッフ構成は次のとおりとする。
- (1) 代表・顧問 (2) 総監督 (3) 副代表 (4) 審判部部長・副部長
(6) 監督・コーチ・アドバイザー (7) 事務局長 (8) 会計・会計監査
- 第2条 本チームのスタッフの任期は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。(複数選出及び兼任可) 尚、会計・会計監査はその年度の総会終了まで。

第3条 コーチは監督の活動方針に同意した人のみになれるものとする。その際スポーツ安全保険の加入は最低限の義務とする。

第6章 会計

第1条 本チームの会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2条 会計年度に余剰金があるときは、翌年度に繰り越す。

第3条 毎会計年度の収支の決算書及び領収書等すべての書類を会計監査に確認してもらい、総会時に決算書を開示することを義務とする。

第7章 保険及び規則

第1条 本チームは、スポーツ安全保険の加入を義務とする。

第2条 スポーツ保険の加入は毎年本チームで行い、入部初年度は入部金、翌年以降からは部費（第3章第2条）から支払うこととする。

第3条 本チーム体験入部時、及び本チームの活動外で起きた過失事故においては補償対象にならない。同時に本チーム及び、監督、コーチに損害賠償請求を行うことはできない。

第4条 試合中、練習中及び練習場所、試合場所移動時の怪我や事故について、本チーム及び、監督、コーチ、その他関係者に損害賠償請求を行うことはできない。

第5条 本チームの、監督、コーチのスポーツ保険代は、初年度は実費とし、翌年からは部費（第3章第2条）から支払うこととする。

第6条 保護者は監督、コーチの指導方針及び選手の技術等について関与してはならない。

第7条 試合中に審判や相手を中傷するヤジ、喧嘩等社会的なルール違反があった場合は、即刻その該当者は退場とする。退場させる権限のある人はその試合の最高責任者とする。

第8条 本チーム規約は、必要に応じて変更又は補足することができる。

第8章 個人情報の取り扱い

第1条 第8章にいう個人情報とは、本チーム員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他固有の情報とする。

第2条 本チーム入部時、個人情報の提出を義務とする。

第3条 本チームの連絡を図るため保護者に電話番号は開示するものとする。

第4条 本チームに提出された個人情報は、本チーム内の必要最低限の人員により管理できることとする。

第5条 本チームに提出された個人情報について、訴訟・調査、法律により要求された場合は、本チーム員の承諾なく、個人情報を開示できるものとする。

第6条 本チームのホームページ、その他掲示板等で活動告知をする際の画像を含む個人情報については、本チーム員の承諾なく開示・公表してはならない。

第9章 慶弔

第1条 第9章の該当者は、スタッフ（第5章第1条）及び選手とする。

第2条 弔事にあつては下記のとおりとする。その時お返しはなしとする。

本チーム員の死亡 金、20,000円

配偶者 金、10,000円

実父母 金、10,000円

子供 金、10,000円

第3条 見舞金については入院2週間以上で、金5,000円とする。その時お返しはなしとする。

附 則

この規約は、2008年4月1日から施行する。

2008年 10月1日 第7章第4条改訂

2009年 4月1日 第3章第2条 第4章第1条 第5章第2条 第3条
第6章第1条 第3条 第7章第5条改訂

2009年 7月1日 第4章第11条追加

2011年 3月1日 第1章第2条 第3章第5条 第4章第3条
第5章第1条 第2条 第7章第7条 第9章第1条改訂
第4章第12条追加

2012年 1月1日 第3章第1条 第6章第3条 第9章第2条改訂

2012年 4月1日 第4章第11条 第12条 第5章第2条 第3条改訂

2012年 5月1日 第4章第9条改訂

2012年 6月1日 第1章第2条改訂

2012年 10月1日 第1章第2条改訂

2013年 3月1日 第3勝第2条 第5条 第6条 第5章第1条改訂
父母会から後援会に変更

2014年 3月1日 第4章第13条追加

2015年 3月1日 第3章第2条 第6条改訂 第7条追加

2023年 3月1日 第4章第1条改訂